御杖村高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種費助成事業実施要綱(平成31年御杖村告示第90号)の一部を次のように改正する。

第3条中「2,000円」を「3,500円」に、「生活保護受給者については全額助成とする。」を「奈良県外の医療機関で接種する場合は、宇陀地区内の医療機関における予防接種に要する費用相当額から3,500円を差し引いた額を上限とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2　前項の規定に関わらず、生活保護受給者については全額助成とする。

第4条第1項第1号中「2,000円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「3,500円」に改める。

第5条の見出し中「い」を削る。

様式第1号の様式を次のように改める。

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種相互乗り入れ承認書

[別紙参照]

附　則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。